

## 排水設備の設計、施工における注意事項



八街市建設部上下水道課

令和 8 年度

## はじめに

---

排水設備の設計及び施工は、八街市下水道条例(以下「条例」という。)及び八街市下水道条例施行規則(以下「規則」という。)、または関係法令に定める事項のほか、下水道排水設備指針と解説(最新版 社団法人日本下水道協会)及び排水設備工事責任技術者講習用テキスト(最新版 日本下水道協会)によるものとし、指定工事店の専属の責任技術者の監理の下に行うものとする。



# 1. 排水設備計画確認及び設計上の注意

- (1)排水設備計画確認書は、規則で定めるとおり、工事着手の14日前までに提出すること。
- (2)申請書に必要事項を記入し、印鑑の押し忘れの無いよう確認すること。  
(使用人数が入居前等で分からない場合、検査時には必ず報告すること。)
- (3)利害関係人について事前に確認し、必ず承認を得ること。  
(排水設備計画確認書について、関係法令の技術上の基準に適合しているかを確認するものであり、土地利用、賃貸等の権利関係までを確認するものではないため、私法上の権利等は、申請者の責任において処理すること。)
- (4)公共汚水枮の位置、深さ等を必ず事前に現地で確認すること。
- (5)公共汚水枮、宅内枮に車両が乗る可能性がある場合は、防護蓋にすること。  
既設の公共枮についても原則、防護蓋に変更すること。
- (6)図面関係については、以下を十分確認すること。
- a)平面図関係**
- ・申請地の区画や隣接道路を明記し、方位を必ず記入すること。
  - ・増設工事等で既設管を利用する場合は、新設と区別して記載すること。
- b)縦断面図関係**
- ・縦断面図は、原則として流水方向が向かって左より右へ流入するように作成し、平面図と照合しやすいように作成すること。
  - ・増設工事等の場合は、既設管及び既設ますの地盤高や勾配を正確に記入すること。
  - ・既設管及び既設ますは、規則等で定める基準に適合していない場合は、原則入れ替えとする。ただし、経済的な理由等により既設管を利用したい場合は、申請者に基準等に適合していない設備があることを十分に説明し、「既存設備(確認対象外)」と明記すること。
- c)構造詳細図**
- ・排水ヘッダーを使用する際は、平面図に記入するとともに、申請者に排水ヘッダーの特徴や維持管理等について十分に説明し、理解を得ること。また、使用する排水ヘッダーのカタログを添付すること。

- ・阻集器(オイルトラップやグリーストラップ等)及び特殊ますについては、その機能が分かる構造詳細図を作成すること。
- ・ディスポーザ排水処理システムについては、「八街市ディスポーザ排水処理システム設置取扱要綱」により別途協議が必要となるため、事前に相談すること。

**d)その他注意事項**

**【排水管、汚水ますの構造等について】**

- ・排水管の土被りは、規則に定めるとおり 20cm以上とする。土被りが少ないと排水管の凍結や外圧により管が破損することが想定されるため、排水管の機能を確保することに注意して計画すること。

- ・排水管の内径(条例より抜粋)

排水人口(人)	排水管の内径(mm)
150 未満	100 以上

- ・汚水ますの内径及び深さ(規則より抜粋)

深さ(cm)	内径又は内のり(cm)
80 以下	15 以上
120 以下	20 以上

- ・排水管のこう配(規則より抜粋)

排水管の内径(mm)	こう配
100 以上 150 未満	100 分の 2 以上
150 以上 200 未満	100 分の 1.5 以上

- ・汚水ますの設置個所は、排水管の起点、合流点、屈曲点、管種、こう配が変わる個所、排水管の直線部が、管径の 120 倍以内の個所とする。

- ・汚水ます管径別最大設置間隔

管径(mm)	100	150
最大設置間隔(m)	12	18

## 【公共下水道への接続について】

八街市の公共下水道は、汚水と雨水を別々に排除する分流式である。

汚 水	雨 水
生活・事業に起因	自然現象に起因
水洗便所からの排水 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水 屋外洗場等からの排水(周囲から雨水の混入がないもの。) 工場、事業場の生産活動により生じた排水 その他雨水以外の排水	雨水 地下水(地表に流れ出てくる湧水) 雪どけ水 その他自然水

- ・外流しは、原則**汚水系統**に接続するものとする。ただし、雨水の流入を防止するため、排水口に栓をする等の措置を講じること。また、申請者にその趣旨について十分説明すること。
- ・外流しに土砂の流入が想定される場合は、土砂を分離するますを設けるものとする。
- ・ドレン排水は、「生活・事業に起因する廃水」であり、下水道法第2条の「汚水」にあたるため、トラップますを設けて汚水系統へ接続すること。ただし、水質基準を満たしている場合に限って、例外的に雨水系統への接続を認める。

(参考)平成24年3月30日国土交通省通知文

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13\\_hh\\_000157.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000157.html)

### 【阻集器（そしゅうき）について】

・下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは、危険な物質を含む下水を排水する場合は、阻集器を設けなければならない。

グリース阻集器	料理店など
オイル阻集器	給油所、機械油の流出する事業所など
砂・セメント阻集器	砂やセメントが流出する事業所など
ヘアー阻集器	理髪店、美容室、入浴場など
繊維くず阻集器	営業用洗濯場など
プラスタ阻集器 <small>安全 第一</small>	歯科診療所

### 【仮設トイレについて】

・工事現場等で一時的に仮設トイレを公共汚水柵に接続する場合は、排水設備の構造に影響の無いように計画するとともに、雨水の流入が確実に無い構造とすること。また、使用にあたっては、公共下水道使用開始届に案内図を添付し、速やかに提出すること。

## 2. 施工についての注意事項

- (1)現場の状況から、当初確認を受けた図面と大きく異なる場合は、排水設備計画確認書(変更)を施工前に提出し、確認を受けること。(例;排水経路が変わった、ますが増減した等)

### 3. 工事完了、検査についての注意事項

---

- (1) 工事の完了した日から5日以内に工事完成届を提出すること。
- (2) 工事の検査は、市水道を利用している場所については、原則、市水道課と同日検査とする。
- (3) 検査にあたって、宅地内の立入について事前に申請者の同意を得ること。
- (4) 新築家屋の場合は、入居前に検査が完了するように余裕をもって工事を完成させること。
- (5) 検査では通水試験を行うので、検査用に水を用意すること。

#### 【雨水系統の検査について】

雨水排水設備の検査は一般的には行いませんが、近年、雨水や地下水が公共下水道(汚水管)に流入し(不明水)、下水が適正に処理できない事態が起きているため、排水設備の検査時に雨水系統の誤接続が無いか確認します。

なお、既存排水設備は、申請者の都合により確認対象外となった場合でも、雨水系統の誤接続の確認は行いますので、検査の準備をお願いします。

#### 【仮設トイレの検査について】

工事現場等に仮に設ける排水設備であるため、完了検査の対象としません。ただし、使用にあたっては、良好な維持管理をするものとし、これに起因して第三者との間に紛争等が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。(使用開始届、案内図を必ず提出すること。)

## 4. その他罰則等

条例より関連事項抜粋(条例第 25 条、第 26 条)

排水設備等確認申請書を市長の確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者	5万円以下の過料
工事完了届の届出を怠った者	5万円以下の過料
八街市指定工事店ではないのに排水設備の工事を実施した者	5万円以下の過料
除外施設の設置に関する規定に違反した使用者	5万円以下の過料
使用開始等の届出を怠った者	5万円以下の過料
排水設備等確認申請書等に不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者	5万円以下の過料
偽りその他不正な手段により、使用料の徴収を免れた者	徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該金額が5万円を超えないときは5万円)

